

## 令和4年白老町議会議案説明会会議録

令和4年7月25日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時52分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会7月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会7月会議議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
生活環境課長	三上裕志君
税務課長	本間弘樹君
建設課長	瀬賀重史君
健康福祉課長	下河勇生君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
消防長	後藤悟君
病院事務長	村上弘光君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
------	------

主 査 八木橋 直 紀 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより令和4年定例会7月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（松田謙吾君） 定例会7月会議に町長から提案のある議案は、一般会計の補正予算1件、計画の変更1件、財産の取得1件、工事請負契約1件、専決処分の報告1件、合わせて5件であります。

それでは順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） おはようございます。それでは議案第1号の説明をさせていただきます。このたびの補正予算につきましては、地方創生臨時交付金、コロナの交付金を活用した事業が3事業、金額につきましては1億2,985万9,000円でございます。なお、事業内容につきましては別添資料に記載をしており、私の説明の後に担当課長よりそれぞれ説明をさせていただきますと思います。

それでは議案の説明に入らせていただきます。議案書、議1-1を御覧ください。令和4年度白老町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億6,286万9,000円を追加し、総額を110億865万4,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書、2、歳出から説明をさせていただきますので、8ページ、9ページを御覧ください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)、共通通信運搬経費8万4,000円の減額補正でございます。当初予算において、役場出張所3か所における電話料金を計上しておりましたが、予算の明確化を図るため、出張所運営経費にこの電話料を計上することから、共通通信運搬経費からこの金額を減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

(2)、庁舎管理経費1万円の減額補正です。共通通信運搬経費同様、当初予算において、出張所3か所における消耗品費をこの共通通信運搬経費に計上しておりましたが、出張所運営経費に計上するため減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして12目支所及び出張所費、(1)、出張所運営経費9万4,000円の増額補正でございます。一般管理経費で説明しましたとおり、出張所運営に係る電話料金及び消耗品費を計上するため増額補正させていただくものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして14目自治振興費、(1)、町内会活動育成経費7万7,000円の増額補正でございます。石山青葉町内会に設置しております街路灯の支柱の腐食が著しいことから、移設に係る経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)、物価高騰対策町民生活応援事業（交

付金事業)、8,988万円の新規計上でございます。財源は地方創生臨時交付金7,820万4,000円、道支出金の市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金1,167万6,000円を充当いたします。なお、事業内容につきましては別添資料に記載しており、この後説明させていただきたいと思っております。次のページを御覧ください。(2)、新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業3,372万8,000円の増額補正でございます。補正予算(第2号)で議決をいただきました、国のコロナ禍における原油価格、物価高等総合緊急対策において、令和4年度から新たに住民税非課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を給付する事業でございますが、対象となる非課税世帯を抽出したところ、当初見込んでおりました世帯数を上回る結果となったことから、335世帯分の給付金3,350万円を追加計上するとともに、給付金の給付に係る役務費、郵便料金9万6,000円及び口座振替手数料13万2,000円を計上するものでございます。財源は全額、国庫支出金の非課税世帯臨時特別給付金事業補助金を充当いたします。

続きまして3目身体障害者福祉費、(1)、地域生活支援事業経費92万3,000円の増額補正でございます。地域生活支援事業の一つであります日中一時支援事業について、本年度の利用者数、利用日数が当初見込みより増加していることから、今後の見込み額を考慮し不足分を計上するものでございます。財源は国庫支出金、地域生活支援事業補助金28万5,000円、道支出金、地域生活支援事業補助金17万5,000円、一般財源46万3,000円を充当いたします。

続きまして2項4目児童福祉施設費、(1)、町立保育園運営経費、財源の振替えでございます。児童福祉法に基づく保育所の広域入所により、はまなす保育園に入所している苫小牧市に住民票のある児童分の給付費を諸収入、保育所広域入所受託事業収入67万4,000円に振替えるものでございます。続きまして(2)、特別保育事業経費5万円の増額補正でございます。小鳩保育園において、在園児ではない児童の余裕活用型の一時預かり事業を実施することとなったことから、委託料を計上するものでございます。財源は国庫支出金、子ども・子育て支援交付金1万6,000円、道支出金、子ども・子育て支援交付金1万6,000円、一般財源1万8,000円を充当いたします。続きまして(3)、保護者負担補助事業75万6,000円の増額補正でございます。本事業は、子育て支援に係る保護者負担の軽減を図るため、副食費が徴収される世帯に対し全額補助するものでございますが、対象児童数が当初予算の見込みより多くなったため不足分を増額補正するものでございます。財源は全額、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

次のページをお開きください。4款環境衛生費、1項1目地域保健費、(1)、母子保健事業経費9万9,000円の増額補正でございます。乳幼児健診の耳の診察において使用している耳鏡が劣化していることから、新たな耳鏡を購入するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして2項1目環境衛生諸費、(1)、愛がん動物管理対策経費52万円の増額補正でございます。平成21年度に購入した野犬掃討車の電気系統に不具合箇所が見つかり修理が必要となったことから、修繕料を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして7款商工費、1項1目商工振興費、(1)、運送事業者等支援事業(交付金事業)、1,523万9,000円の新規計上でございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。

次のページをお開きください。(2)、キャッシュレス決済促進事業(交付金事業)、2,474万円の新規計上であります。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。

続きまして9款消防費、1項1日常備消防費、(1)、救急用資器材整備・更新事業307万7,000円の増額補正でございます。本町において、現在自動心臓マッサージシステムを2台保有しており、それぞれ救急自動車に搭載をしているところでありますが、本年度更新する救急自動車用として新たに心臓マッサージシステムを購入するための経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金、特定防衛施設周辺整備調整交付金221万4,000円、一般財源86万3,000円を充当いたします。

続きまして3目消防施設費、(1)、高規格救急自動車更新整備事業622万円の減額補正でございます。入札差金による減額です。財源は国庫支出金200万円、一般財源422万円の減でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページにお戻りください。6ページの中段になります。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金285万4,000円の減額補正でございます。歳出総額に対する歳入の増加分を減額調整するものでございます。

補正予算の説明については以上でございます。

続きましてコロナ交付金の説明をさせていただきますので、お配りしております青表紙のコロナ交付金事業の説明資料を御覧いただきたいと思っております。まず表紙を1枚めくっていただきまして、はじめに今回補正予算で計上させていただきます3事業の総括表でございます。冒頭での説明のとおり、3事業、総事業費といたしまして1億2,985万9,000円、うちコロナの交付金を活用させていただくのは1億1,818万3,000円を充当いたします。

それでは、各事業の内容を説明させていただきますので次のページをお開きください。

はじめに1番でございます。物価高騰対策町民生活応援事業について説明させていただきます。事業目的でございますが、国の原油価格、物価高騰総合緊急対策の一環として、原油価格、物価高騰対策対応分として地方創生臨時交付金、コロナの交付金を国から交付を受けました。その中で本町としてどのような支援策がいいかといろいろと内部で議論をさせていただきました。原油価格、物価高騰等は一般の家庭も事業者の皆さんも誰もが影響を受けているということを見まして、白老町といたしましては町民の皆さんお一人、お一人に町内店舗で使用できる商品券を配付するという事業を構築いたしました。事業の内容につきましては、本年8月1日時点において白老町の住民基本台帳に記載されている方全員に、お一人当たり5,000円の商品券、この商品券の内訳につきましては1,000円の券が3枚、500円の券が4枚ということで、こちらにつきましては白老町の商工会さんといろいろ相談させていただきました。町民の皆さんこのような形にしたほうが使いやすいのではないかということから、このような券種にさせていただきました。お一人当たり5,000円の商品券を申請不要として郵便局のゆうパックによりお届けするものでございます。こちらは郵送の方法もいろいろと考えまして、簡易書留という方法と、ゆうパックという方法があるのですが、やはり簡易書留になりますと郵便物扱いとなるものですから、1回届けたらそれでおしまい、あと不在連絡を入れておしまいという形なので

すが、ゆうパックの場合は小包扱いになるものですから、郵便局さんのほうで何回かそのお宅に不在の場合は訪問していただいて、要するに配付漏れがないようにこのゆうパックという方法を今回選んだところでございます。商品券の配付期間は9月15日から9月28日までを予定しておりまして、商品券の利用期間、使える期間は10月1日から11月30日までを予定しているところでございます。商品券の作成、商品券の換金につきましては、白老町商工会へお願いするものでございます。続きまして事業費でございますが、周知案内用の消耗品費として10万円、役務費といたしまして商品券の発送に係る郵便料が664万3,000円、商品券の梱包に係る作業委託料103万7,000円、補助金は白老町商工会の補助金として商品券の換金及び事務費で8,210万円、合計で8,988万円を計上するものでございます。財源の内訳でございますが、コロナの交付金が7,820万4,000円、あとこちらに道の補助金として財源内訳があるのですけれども、こちらにつきましては北海道の独自事業といたしまして、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている低所得者の高齢者世帯及び障害者世帯に対し市町村が支援した場合、北海道が市町村に対し補助金を交付しますという内容の事業でございます。この道の事業を本町といたしましては活用させていただくということから、市町村高齢者世帯等生活支援事業を道の補助金を活用するものでありまして、1,167万6,000円を道補助金として充当いたします。こちらにつきましては、支援の効果が町民の皆さん及び町内事業者に直接的に及ぶ事業として取組を進めていきたいという考えでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、ナンバー2、ナンバー3について私から説明させていただきます。

ナンバー2、運送事業者等支援事業でございます。事業費については1,532万9,000円で、財源につきましてはコロナの交付金ということでございます。事業目的でございます。燃料価格の高騰を受け、厳しい経営状況にある運送事業者等を支援し、経営に与える影響を緩和させることで、町民の移動手段や物流の維持確保を図ることを目的としてございます。事業概要でございますが、給付対象としましては、令和4年8月1日時点において、町内に主たる事業所または事務所を有し、貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、福祉有償運送事業等、北海道運輸局の許可等を受け、事業用登録（緑ナンバー、黒ナンバー）を行った車両を使用し、今後も事業を継続する意思のある法人または個人事業主を対象としているところでございます。給付額につきましては、法人にあっては50万円、個人事業主にあっては20万円ということで、一律給付としてございます。実施方法でございますが、事業内容を周知し、申請書及び確認資料の提出を受け、支援金を給付するものでございます。受付期間につきましては、令和4年8月中旬から9月30日、9月いっぱいをめどとしているところでございます。費用の内訳は記載のとおりでございます。事業効果としましては、運送事業者等の事業継続、それから雇用の維持確保、町民の移動手段や貨物物流の確保といった内容でございます。なお、周知につきましては広報、それからホームページ、商工会からの通知、それから白老貨物運送事業社協議会への通知等を予定しているところでございます。

続きましてナンバー3でございます。キャッシュレス決済促進事業でございます。事業費につきましては2,474万円、財源としましてはコロナ交付金となっております。事業の目的ですが、町内におけるキャッシュレス決済導入事業者等を、ポイント還元キャンペーンの実施によりまして、地域経済の活性化、それから観光受入体制の構築ということでございます。事業内容でございます。町内事業者等へのキャッシュレス決済の導入促進を図るということと、町内対象店舗でPay Payによるキャッシュレス決済の利用者に後日利用できる10%分のポイントを付与するというところでございます。また、高齢者等を対象としたスマホ教室、キャッシュレス決済の操作方法の説明をさせていただく考えでございます。こちらの説明会につきましては、社台白老地区・萩野北吉原地区・竹浦虎杖浜地区で、期間前に1回、それから実施期間中に1回ということで、計2回実施したいと考えてございます。ポイントの付与率でございますが、10%で1回当たりの上限が1,000円、それから月ごとのポイントの上限が1万円分でございます。実施期間につきましては、令和4年11月1日からおおむね2か月間を予定しておりまして、12月25日ごろをめどとしてございます。それから内訳につきましては記載のとおりなのですが、運営費用につきましては事業者への説明会、それからスマホ教室の説明会、商工会事務費、そのほか販売促進グッズとしましてポスターとか、ポップ、チラシ、こういったものが運営費用となっております。事業効果についてでございます。地域経済の活性化、非接触による会計の実施、観光客受入体制及び回遊性の向上などでございます。なお、裏のページにイメージ図ということで記載しておりますが、上の段の①、キャッシュレス決済で買い物をさせていただいて、②、キャッシュレス決済手段を提供していただくと、そしてポイントが還元されるという中身になってございます。キャッシュレス決済の方法はそれぞれ3つのパターンに分かれてございますが、お店で表示するQRコードをスマートフォンのアプリで読み取る方法、それからアプリに表示されたQRコードやバーコードをお店の人に読み取ってもらう方法、それからスマートフォンで機械等によってタッチして会計をするという方法があるということで、おおむね3つのやり方があるということでございます。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。前田博之議員。

○6番（前田博之君） 確認だけしたいと思います。補正予算の11ページですが、まず新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業。これはなぜ335世帯も追加計上になったのか。白老に非課税世帯が増えているのかどうか。その辺について確認します。

もう一つ、これは勉強不足なのですが、(2)、特別保育事業で余裕活用型というものをもう少し具体的に説明、事業者にデメリットがあるのか、預けるほうにメリットがあるのか、その辺の制度の内容はどのようになっているのか具体的に説明してほしいと思います。これによって町の持ち出しが出てくるのかどうか。そういう部分について伺います。

それと(3)、保護者負担補助事業。これは不足分と言ったのですが、対象者は言っていないので、どれだけ増えて、どのような状況になったのか聞いておきます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） はじめに非課税世帯の世帯数の状況でございますけれども、当初予算の段階では中身の入り繰りまで判断しないで単純に令和3年度の課税状況と令和4年度の課税状況を確認して50世帯と見込んだのですが、今回新たに機械を回した結果、非課税になる世帯が272世帯ございました。内容を確認したところ、272世帯が新たに令和4年度で非課税になったのですが、令和3年度のときは非課税だったのが令和4年度は課税になった人が259件程度あったということで、実際には非課税世帯が丸々272世帯増えたということではなく、その非課税と課税の状況が変わったという世帯があったということで、当初は差し引き分を計上していたのですが、今回機械を回した結果、そういう状況が把握できたということで、新たに非課税になったところ、今回は4年度分が対象でございますので、その差13件と新たに非課税になった272世帯、あと転入者とかも含まれますので、その分を見込みましてこの335世帯という世帯数を計上し、今回新たに補正させていただくということでございます。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 一時預かり事業についてのご質問をいただきました。この事業の目的ですが、保護者の就労形態の多様化等に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育等に対応するというもので、通常の保育を行っている中で、定員数に満たないときにその余裕活用型として受け入れができるという事業となっております。町内では私立の2園がこの事業を実施しております。事業の内容ですけれども、週3日、かつ一月に14日以内預けることができるということで、その中でも保護者の疾病や出産などのとき、あとは看護や介護などを理由に預けるときには、さらに二月までを限度とするという内容となっております。

それともう一つの副食費の保護者負担の補助ですが、これは年収が360万円未満相当の世帯は国のほうでこの副食費は免除されるということで、それ以上の収入がある世帯について町独自でこの補助事業を行っております。当初の見込みでは実人数で98人と見込んで予算をつくりましたが、実際のところ今112人ということで、14人増えているということでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことで、確認だけさせていただきたいのですが、物価高騰対策町民生活応援事業なのですが、これは金券なので民間事業者は扱えないということで郵便局のゆうパックになったのか。まず1点です。

2点目が、何度も配達しますということだったのですけれども、例えば長期で入院しているとか、不在になっている場合はその後の取り扱いはどうされるのかということ。

3点目に町の地域交通とか、公共施設で使えるのか、使えないのか。どういふようなところで使えるのかきちんとした事業、その辺だけでもう少し詳しく説明してください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 3点ご質問いただきました。まず1点目のゆうパック、郵便局さんを活用した理由でございます。実は昨年度実施しました高齢者の方々に3,000円の商品券を配付させていただいた事業がございまして、そのときにも郵便局さんを利用させていただ



た過去の実績がございます。郵便局さんをお願いする、町としてもいろいろと包括協定も結んでおりますし、地域の実情を郵便局さんのほうで分かっているということで、やはり確実に届ける方法としては郵便局さんを活用したほうがよろしいという観点から、今回郵便局のゆうパックでという形を取らせていただきました。

2点目の住民票は自宅に置いている方で、長期療養でどちらかに入院されている場合等はどうか。これも前回の高齢者の商品券のときの実績を踏まえた中で、もちろんこちら側からも独自に調査をさせていただく、その方が現在どちらにいますかというのをきちんとキャッチした中できちんとお届けするという形を取っていきたいと考えてございます。

あともう1点、この商品券の使い道というか、公共施設等で使えるのかというお話ですが、現状の考えとしてはあくまでも事業者さんへの支援、経済の活性化というような観点も考えておりますので、町内事業者の店舗、取扱店で使えることを想定しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私は1点だけ、地方創生臨時交付金の運送事業者の関係です。今、燃料価格の高騰を受けるところはありますが、これはもちろん町内にはもっともっと影響を受けている事業者様はいらっしゃるだろうと。その中で今回この運送事業の部分を支援すると決めたプロセスというのですか、その選定のあり方というのですか、その部分は地域の事業者様から直接の声が挙がって決めたものなのか。声が届かない事業者の方々もいらっしゃると思いますので、どのような選定をしてきたのかというところだけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 貳又議員からのなぜ運送事業者というご質問でございます。このコロナの交付金、今回は原油価格、物価高騰対策分ということで、これは6月会議でもいろいろとご質問をいただいて、町長からこれまで支援が行き届いていない方々への支援も考えたいというお話があったところでございます。それで、この運送事業者さんへの支援というのは、これまで手が行き届いていなかったといいますか、そのように捉えております。今回いろいろと先ほどから申しておりますとおり、この原油価格、物価高騰は本当に幅広い方々というか、みんなに影響していますので、たしかにほかの事業者さんはどうなのというご指摘があるところは重々承知しております。ただ、運送事業者さんはガソリンを入れて、そして車を走らせて営んでいるという状況を踏まえると、やはり運送事業者さんは直接的に大きな影響を受けているであろうということで、まずこれは町民の皆さんの物流という観点からも支援しなければならないだろうということと、あと福祉有償も今回支援するのですけれども、ここは町民の皆さんの足を確保しなければならないということで、この運送事業者さん直接ということはもちろんなのですが、その先にある町民の皆さんの生活へどのような支援ができるかということも一つ観点として考えた中で今回運送事業者さんを支援させていただいたところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 白老町過疎地域持続的発展計画の変更についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第2号でございます。議案書、議2-1を御覧ください。議案第2号 白老町過疎地域持続的発展計画の変更について説明申し上げます。

議2-3をお開きください。議案説明でございます。本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する法律に基づく過疎地域として公示されており、総合的、計画的な持続的発展を推進することを目的に、議会の議決を経て本計画を策定し、地域の振興と発展に資するさまざまな取組を進めているところでございます。このたび、町立病院改築等事業（介護医療院整備分）について、過疎対策事業債借入協議にあたり、本計画の一部を変更するものでございます。

なお、変更内容につきましては、同法第8条第7項の規定に基づき、北海道とあらかじめ協議を行っているところでございます。

1枚戻っていただきまして、議2-2、別紙を御覧ください。白老町過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年定例会9月会議において議決をいただきまして取組を進めているところでございますが、このたび計画を変更することが必要となりました。その内容についてであります。過疎対策事業債で財政上の特別措置を活用するためには、本計画に事業を登載していることが必要となり、このたび町立病院改築事業の過疎債借入協議にあたって、現在計画に登載しております町立病院改築事業とは別に、介護医療院整備分をこの過疎計画に明確に登載する必要があると北海道から指摘を受けまして、このたび持続的発展施策区分6の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進の変更後のところでございますが、(9)、その他に、町立病院改築等事業（介護医療院整備分）と追記するものでございます。こちらが今回の変更点でございます。

なお、過疎地域の持続的発展計画の概要につきましては、議2-3の次のページに資料として、また変更後の計画につきましては議員の皆さんのお手元に配付させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第3号になります。議3-1をお開きください。議案第3号 財産の取得について。

1、取得する財産（物品）、デスクトップパソコン20台、ノートパソコン42台、モノクロレーザープリンタ3台、カラープリンタ1台。

2、取得予定金額1,470万7,000円。

3、取得の目的、役場職員用コンピューター機器等の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長 山口幸太郎。

次のページでございます。議案説明になります。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回のコンピューターなのですが、契約の相手方が北海道市町村備荒資金組合になっていますけれども、私は大分前にも言ったことがあるのですけれども、町内の事業者さんがこういうコンピューターとか扱えないのかと思っていたのですが、これができない理由というのですか、なぜこうなっているのか、その辺の説明を伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 西田議員からのご質問でございます。今回、契約の相手方ということで北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用してパソコンを購入するのですけれども、入札を行いまして町内の事業者さんから購入する形になっております。この北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業というのは、本町に代わって北海道市町村備荒資金組合が事業者さんから購入をしまして、そして北海道市町村備荒資金組合から町に譲渡をされて、そして町が北海道市町村備荒資金組合にお金を払っていくという仕組みになっております。ですからあくまでもパソコンを用意するのは町内の事業者さんで、北海道市町村備荒資金組合が町内の事業者さんから買います。そして買ったものを北海道市町村備荒資金組合から譲渡されて、このお金は北海道市町村備荒資金組合に払っていくという仕組みになっています。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。資料提供でも構わないので、今すぐ出せなかったら更新の状況だけ具体的にお尋ねしたいと思います。毎年のようにと言ったら大ざっぱなのですが、このパソコンの更新は一定程度進んでいますね。まだもしかしたら今後も何十台単位で購入をしていかなければいけないものなのかどうか。そういった更新の状況を確認したいので、その資料を提出していただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） パソコンの更新については、windows 10とか古いものをそのまま使っているのでwindowsの終了に間に合うように増やしていくという方法で今までも進めてございますが、台数等の資料については後で提出させていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 工事請負契約の締結について（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（内部第2工区）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議4-1をお開きください。議案第4号 工事請負契約の締結について説明をいたします。

- 1、契約の目的、萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（内部第2工区）。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、6,380万円。
- 4、契約の相手方、白老郡白老町字社台271番地3、株式会社岩崎組、代表取締役 清水尚昭。
- 5、契約保証金、638万円。

続きまして、議4-2をお開きください。議案説明でございます。

1、工事場所、白老郡白老町字萩野286番地。

2、工事概要、萩野小学校校舎は、建築後約40年程度経過し、建物の機能・耐久性確保のため、前年度より内外部改修を実施しており、本工事の内部第2工区については24棟、6-8棟の内部改修工事を実施するものであります。

（1）、工事範囲、24棟（RC造3階建て：施設保有面積2,284平米）、6-8棟（RC造平屋建て：施設保有面積18平米）、（内部）普通教室、職員室、昇降口など校舎内部の床・壁・天井の改修ならびに整理棚・掃除用具庫・下足箱などの家具の更新でございます。次のページに平面図を添付してございますのでご確認いただければと思います。

続きまして、入札の経過でございます。去る6月28日に白老町報告第15号による制限付競争一般入札の公告を行い、6月29日から7月6日までに入札参加資格の申込みを受け付けました。その結果、株式会社川田建設、株式会社岩崎組、株式会社鈴木ホーム、鈴木建設株式会社の4つの単独企業の申請があり、7月21日に入札を行ったところでございます。落札者は、株式会社岩崎組でございます。落札率でございますが、予定価格6,523万6,600円に対し、落札額が6,380万円でございますので、落札率は97.7%となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第3号））の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

報1-2をお開きください。このたび専決処分により予算の補正をさせていただいた令和4年度の白老町一般会計補正予算（第3号）は687万2,000円を追加し、総額108億4,578万5,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきたいと思いますので、8ページ、9ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費687万2,000円の増額補正でございます。6月24日に前線を伴います低気圧の影響により、本町に大雨警報が発令され、社台地区、萩野石山地区、竹浦地区、虎杖浜地区において、大雨による路肩の決壊、洗掘などの災害が発生したことにより、災害応急作業の委託料353万6,000円、重機借上料188万6,000円、災害復旧用の原材料費145万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、7ページにお戻りください。今回の687万2,000円につきましては、前年度の繰越金を全額充当するものでございます。こちら前年度の繰越金についてでございますが、補正予算（第3号）として、議案第1号として上程しております補正予算（第4号）、これを合わせまして繰越金の留保額につきましては2億7,010万6,000円となるものでございます。

報告第1号については以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の災害対策経費なのですが、大雨で災害があちこちにあったということなのですけれども、申し訳ないのですが担当課のほうからもう少し詳しい状況を説明していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまのご質問ですが、まず道路の路肩の洗掘とか、決壊、土砂の流出は社台地区で2件発生しております。あと萩野石山地区で3件、竹浦地区で5件発生しております。河川排水路の柵渠といいまして川の脇の部分の土砂を止めている部分なのですが、そちらの土砂の吸出しの復旧ですけれども、萩野12間川などで2件、あと石山の排水路で1件発生しております。あと排水路に支障物というか、流木がつまって、そちらの撤去作業が竹浦地区で3件発生しております。各自宅の雨水の流入防止ということで土のうを積んでおります。その土のうの作業が石山地区で1件、あと虎杖浜地区で1件となっております。あと雨水処理に対してポンプを稼働させておまして、それが石山の上のほうまで1件となっております。以上が被害の状況に対する復旧箇所の内容となっております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会7月会議の議案説明は全て終了いたしました。  
これをもって、議案説明会を終了いたします。

（午前10時52分）